

病院などの窓口で支払う一部負担金の割合について

後期高齢者医療制度の被保険者証の自己負担割合は、毎年8月1日に、前年の町民税の課税所得を基礎として、判定を行います。

9月30日(金)までは、自己負担割合は「1割」か「3割」です。10月1日(土)から、自己負担割合に「2割」が追加されます。自己負担割合3割の人を除き、被保険者が一定以上の所得がある世帯の人は、医療費の自己負担割合が「2割」になります。

なお、自己負担が「3割」に該当する人でも、一定の基準を満たす人は「基準収入額の適用」により、自己負担割合「1割」または「2割」(10月1日(土)以降)となります。「基準収入額の適用」については、申請が必要となります。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。

新しい被保険者証を郵送します

令和4年度は、10月から「2割」負担が追加されることに伴い、被保険者証が2回送付されます。被保険者証に記載される有効期限に注意してください。新しい後期高齢者医療被保険者証は、オレンジ色です。

被保険者証の 送付時期	1回目	7月下旬(被保険者証の有効期限:8月1日(月)から9月30日(金))
	2回目	9月下旬(被保険者証の有効期限:10月1日(土)から令和5年7月31日(月))

7月末(1回目の場合)または9月末(2回目の場合)までに、被保険者証が届かない場合は、長寿保険課へ問い合わせてください。現在持っている被保険者証(青色)の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)以降に病院に行く時には、新しい被保険者証を提示してください。

古い被保険者証は廃棄するか、長寿保険課に返却してください。

保険料率など改定のお知らせ

今年度は後期高齢者医療制度の保険料率の改定年度となります。なお、保険料の決定通知は7月中旬に被保険者へ郵送します。

保険料率など	令和2・3年度		令和4・5年度	
	均等割額	46,451円	均等割額	45,840円
	所得割率	8.84%	所得割率	8.67%
	賦課限度額	64万円	賦課限度額	66万円

※所得の低い世帯の被保険者の人や、後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった人は軽減措置があります。

- 均等割額とは………被保険者全員が均等に負担する保険料額です。
- 所得割率とは………所得に応じて負担する所得割額を決定するための掛け率です。
- 賦課限度額とは………年間の保険料額の上限額です。

外来および入院時の一部負担金・食事代の標準負担額の減額認定の申請について

後期高齢者医療制度に加入する町民税非課税世帯の人は、病院などの窓口で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(緑色)を提示することにより、1病院ごとの同じ月内の窓口負担が軽くなり、入院時の食事代なども減額されます。

また、課税所得が145万円以上690万円未満の人およびその同一世帯の人は、病院などの窓口で「後期高齢者医療限度額適用認定証」(灰色)を提示することにより、1病院ごとの同じ月内の窓口負担を一定額までに抑えることができます。

持っていない人は、申請することができますので、くわしくは長寿保険課へ問い合わせてください。

※これまでに後期高齢者医療制度において減額認定の申請をしたことのある人は、申請の必要はありません。新しい認定証は被保険者証とあわせて送付します。令和4年度については、自己負担割合の見直しに伴い被保険者証を2回交付しますが、認定証については1回目の交付(7月末までに発送予定)で1年間有効のものを送るため、2回目の被保険者証交付では同封されません。



申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証

介護保険施設などの食費・居住費の軽減申請

介護保険で施設入所または短期入所を利用している、町民税非課税世帯で一定の要件を満たす人は、食費と居住費が軽減されます。

現在、軽減を受けている人は、長寿保険課から郵送される更新申請のお知らせを確認してください。今後、軽減を受けることを検討している人は、長寿保険課へ問い合わせてください。



介護保険負担割合証を送付します

新しい介護保険負担割合証を7月下旬に郵送します。現在、持っている負担割合証の有効期限は、7月31日(日)となっています。8月1日(月)以降に介護(予防)サービスを利用する場合には、新しい負担割合証を提示してください。

古い負担割合証は長寿保険課に返却するか、破棄してください。
くわしくは、長寿保険課へ問い合わせてください。

